

辰巳ダム裁判 判決言い渡し期日の延期

2014年3月27日（木）→2014年5月26日（月）午後2時へ
平成26年3月27日は、北陸会館で「辰巳ダム裁判支援者の集会」を開催。

判決言い渡し期日の延期の理由について

突然、裁判所から連絡があり、27日に予定されていた「判決言い渡し期日」が、5月26日午後2時からに変更されました。理由は公表されていないのでわかりません。

一つの推測は、先月28日に判決が下された「熊本県路木ダム裁判」との関連です。

治水にかかわる争点はかなり類似しており、その判断に整合性をもたせる必要があったとも考えられます。そのために、2ヶ月の期間を確保して判決文を修正あるいは書き直しする可能性が考えられます。いずれにしても直前になって期日の変更ということはめったにないことのようにです。

ダム裁判は自然環境被害を争点にしたものが多かったのですが、近年では、ダム建設の目的である治水そのものを最大の争点にした裁判が増えています。八ッ場ダム裁判、長野県浅川ダム裁判などです。熊本県の路木ダム裁判判決では、原告の住民の主張が認められて行政が敗訴するという画期的な判決でした。

辰巳ダム裁判と同じく、過大な洪水量の想定をもとにダム建設がなされたことが争点です。路木ダム裁判判決を一言に要約すれば、「計算された基本高水（想定洪水）は過大性が一見明白であり、重要な根拠として作られた洪水は存在しなかった、事実誤認により裁量濫用で違法だ」ということのようにです。

具体的には、つぎの法令に違反していると指摘しています。

「過去の洪水被害状況は、整備計画等の作成及び計画規模等の決定に当たって最も重要な考慮要素の一つであり、**過去の洪水被害状況を考慮することなく**、整備計画等を作成することは、河川法16条2項及び施行令10条に違反することになるというべきである」。

辰巳ダム裁判においても、同様の指摘をしています。

犀川大橋地点の過去の最大規模の洪水量900立方メートル毎秒程度に対しては、石川県は、基本高水ピーク流量1750立方メートル毎秒という一見明白に過大な流量を決めています。

行政の判断が覆るとすれば、国の治水事業のあり方そのものの見直しがされることもあると思われれます。

判決に対する対応について

全面勝訴（事業認定取消し、土地の強制収用は違法）では当然、控訴はありません。

敗訴の場合は2つあり、①事情判決（事業認定は違法であるが処分取消の訴えは棄却）、②全面敗訴（事業認定は適法であり処分取消の訴えを棄却）。

ことごとく認められていないとき、②のケースは明確に控訴することになりますが、治水の重要点が認められた場合には、控訴するかどうか、判決内容を検討してから決めるという判断もあります。特に、こちらの主張がすべて認められた①のケースでは、実質勝訴ですが、処分取消の訴えは棄却されますので訴訟の目的を達成していないので控訴するかどうかの判断は難しいところでは。控訴しなければ、ダムの違法性を認めさせてもダムは残ってしまいます。

2014.3.27,naka

(熊本) 県営路木ダム事業に係る公金支出差止等請求事件

本件の整備計画等は、治水の必要性が認められないにもかかわらずダム建設を定めたもので、河川法16条の2の第2項等に違反するから、公金の支出は違法とされました。

16条の2の第2項に「河川整備計画は、河川整備基本方針に則し、政令に定めるところにより（中略）定められなければならない。」とあり、

その政令10条1号には、河川整備基本方針及び河川整備計画は、過去の主要な洪水、これらによる災害の発生の状況などを配慮して定めなさいとあります。

判決文の88頁から89頁にかけて、河川法16条第2項、16条の2の第2項、政令10条1号で、「水害発生の状況」、「過去の主要な洪水」、「これらによる災害の発生の状況」などの記載があり、これらを「過去の洪水被害状況」とまとめて、この考慮要素が最も重要な要素の一つであり、「過去の洪水被害状況」を考慮することなく、整備計画を作成することは、河川法16条2項及び施行令10条に違反すると指摘しました。

(辰巳ダム) 土地収用法に基づく事業認定処分取消訴訟事件

辰巳ダム裁判でも「過去の洪水記録と比較して本件基本高水ピーク流量が著しく過大であることは一見して明白であること」を指摘し、基準では、基本高水ピーク流量を決定する際の考慮事項として「既往洪水」が規定され、「既往洪水は基本高水を決定する際の重要な考慮要素となるべきものである」と主張しています。「既往洪水」が「過去の洪水被害状況」に相当します。

ただ、河川法に違反しているという指摘ではなく、(河川砂防技術)基準に合っていないという主張にとどまっています。

ここで、「法律」と「基準」のランク付けについて確認してみます。

『大災害と法』津久井進, 岩波新書, p. 21-22によれば、「法の上位・下位の関係」は、つぎのように示されている。

憲法>法律>政令(施行令)>省令(規則)>通知(マニュアル, ガイドライン)>事務連絡
そして、以下の説明がある。

法律ではあまり細かいことは決められない。そこで、細部は政府の定める「政省令」で補う。「政省令」は法律と一体となって法制度を構成しており、両者をまとめて「法令」と呼ぶことがある。

「政省令」も二種類に分かれ、内閣総理大臣と担当大臣が連署して決定した「政令」を通常「〇〇法施行令」と表示し、担当大臣だけで決定する「省令」を通常「〇〇法施行規則」と表示する。

政省令は法的な拘束力があるが、法的な拘束力のない行政機関の基準もある。その一つが「通知」である。「事務次官通知」「課長通知」などといったタイトルで、主務省等から関係機関に発出される。これは法令の趣旨の徹底や円滑な運用を図るために示された、地方自治法に基づく技術的助言である。法令の運用方法についての行政機関の注釈といってもよいだろう。

「通知」よりも、格下のものとして「事務連絡」があるが、法的拘束力がないという点では同じである。通知と合わせて「マニュアル」や「ガイドライン」が示されることもあるが、これらも位置づけは通知と同じで、あくまでも一つの行政機関の目安に過ぎない。

「(河川砂防技術)基準」が「通知」と同じランクで法的な拘束力がないとすると、基準に合っていないという主張は説得力に欠けていたかもしれません。法律に違反しているということを明確に指摘すべきだったと思います。